

《特定医療法人の寄附行為例》

寄 附 行 為 例	備 考
<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 役員</p> <p>第6条 本財団に、次の役員を置く。</p>	<p>病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第8条において同じ。）</p> <p>本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。</p>

(1) 理事 6名以上○名以内

うち理事長 1名

常務理事 ○名

(2) 監事 2名

第7条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 理事長のみが本財団を代表する。

3 理事長は本財団の業務を総理する。

4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。

5 理事は、本財団の常務を処理する。

6 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事（○○厚生局長）又は評議員会に報告すること。

施設を2か所以上有する場合には管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を○○病院の管理者等と限定してもよい。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

7 監事は、この法人の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）兼任することができない。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 評議員

第10条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第11条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第12条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第13条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第5章 会議

第14条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。

第15条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催す

る。

第16条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第17条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年
4 前年度剰余金又は損失金の処理	5月
5 寄附行為の変更	随時
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
7 事業計画及び収支予算の重大な変更	
8 本財団の解散	
9 理事及び監事の選任、辞任の承認	
10 寄附行為第5条に関する事項	
11 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。

第18条 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

2 評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただ

本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

第5条の業務がなければ、掲げる必要はない。

し、急を要する場合はこの限りではない。

第19条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第20条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第21条 第17条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第22条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

(1) 会議の日時、場所

(2) 理事及び評議員の現員数

(3) 出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議案の件名

(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第23条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

第6章 資産及び会計

第24条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)
- (2) 本財団に寄附された財産
- (3) 本財団の資産から生ずる果実
- (4) 本財団の事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第25条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) ……
- (2) ……
- (3) ……

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事(厚生労働大臣)の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第26条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。

第27条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第28条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第29条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第30条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場

不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすること。

合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第32条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第7章 証明書等の提出

第33条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第8章 寄附行為の変更及び解散

第34条 この寄附行為は、第17条及び第21条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第35条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第17条及び第21条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。

証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第31条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

本条には、医療法第55条第2項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。

第36条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第37条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第9章 雑則

第38条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第39条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○

常務理事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

理事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。

本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、「附則

本財団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は〇〇〇までとする。

理事(理事長) ○〇〇〇

〃 (常務理事) ○〇〇〇

・

・

監事 ○〇〇〇

〃 ○〇〇〇」

とすること。